

就職個別相談等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

流山市

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市（以下「市」という。）が行う就職個別相談等業務の委託先の選定にあたり、最も優れた提案をした者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の名称)

第2条 業務委託の名称は、「就職個別相談等業務委託」とする。

(業務委託の概要)

第3条 本業務の仕様は、「就職個別相談等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(履行期間)

第4条 令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までは、業務履行のための準備期間とする。

(業務委託金額)

第5条 業務委託金額は、30,610千円（消費税及び地方消費税を含まない額）以内とする。

(応募者の資格要件)

第6条 プロポーザルへの応募者の資格要件は、次の各号のいずれも満たすこととする。

- (1) 当該業務の募集開始日から起算して過去5年以内に国、本市を含む地方自治体からの就労支援施策に関する業務の受託（契約締結事業）の実績があること。
- (2) 複数の企業又は団体等により構成された企業体等でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 市から指名停止又は指名除外を受けている団体でないこと。

(実施スケジュール)

第7条 実施のスケジュールは、別表1のとおりとする。

(参加申込)

第8条 プロポーザルへの応募希望者は、次の各号に掲げる書類を申込期限までに市へ提出しなければならない。

(1) 就職個別相談等業務委託公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式（以下「参加申込書」という。）） 1部

(2) 受託実績調書（第2号様式） 1部

受託実績は過去5年以内のものとし、多数実績がある場合は、4件分について作成し、それ以外は自治体名のみ記載するものとする。

(3) 法人登記簿 1部

2 前項の規定による提出後、必要に応じ、同項に掲げる書類以外の書類を求めることがある。

（質問の受付及び回答）

第9条 仕様書等に関する質問がある場合は、質問受付期限までに電子メールにて市に提出しなければならない。

2 市は、第1項に規定する質問の提出を受けた場合、質問内容とその回答を質問回答期限までに市ホームページで公表する。

（参加決定）

第10条 市は、参加申込書の受付後、提出された書類を確認し、第6条の要件を満たしている者（以下「参加決定者」という。）に公募型プロポーザル審査会参加決定通知書（第3号様式）を送付する。

2 前項の規定による通知の送付後に、参加決定者が第6条第6項に該当した場合は、市は参加の決定を取り消すとともに、その旨を通知する。

3 第1項の規定による通知の送付後に、参加決定者が辞退の申し出をする場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに任意の様式により市に提出すること。

（提案書類等の提出）

第11条 参加決定者は、以下の提案書類等を提出期限までに市に提出しなければならない。ただし、同一の者からの複数の提案はできないものとする。

(1) 提案書 5部

就職個別相談等業務委託公募型プロポーザル提案書（第4号様式（以下「提案書」という。））以外を任意の様式とし、専門知識を有さなくても理解できるように配慮して図表等を適宜利用するなど見やすく明確なものを作成する。

(2) 見積書 1部

就職個別相談等業務委託公募型プロポーザル見積書(第5号様式)を見積金額内訳書(任意様式)とともに厳重に封緘の上、提出する。見積金額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(3) その他 1部

プレゼンテーション出席者の役職、氏名を任意の様式により提出すること。提出後に変更が生じた場合は、速やかに再提出をすること。

(プレゼンテーション)

第12条 参加決定者は、市が指定するプレゼンテーション実施日に提案書に基づくプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは、市で用意するため、必要な場合は事前に申し出ること。なお、提案書提出時に添付していない資料等の追加は認めない。

2 プレゼンテーションへの出席者は3名までとする。

3 プレゼンテーション時間は、原則として20分以内とし、終了後、質疑応答時間を15分間設ける。

(延期)

第13条 プレゼンテーションの実施日時が都合により変更となった場合において、参加決定者は異議を申し立てることができず、損害を受けることがあってもその賠償を市に請求できないものとする。

(審査)

第14条 市は、書類及びプレゼンテーションの内容について、「就職個別相談等業務委託公募型プロポーザル優先交渉権者等審査要領」に基づいて審査を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者、これに準ずる者を次順位優先交渉権者として決定する。

(審査結果の通知及び公表)

第15条 市は、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定した後、速やかに次のとおり参加決定者にその旨を通知する。

(1) 優先交渉権者には、公募型プロポーザル優先交渉権者決定通知書(第6号様式)により通知する。

(2) 次順位優先交渉権者には、公募型プロポーザル次順位優先交渉権者決定通知書(第7号様式)により通知する。

(3) 前2号に該当しない者には、公募型プロポーザル優先交渉権者非決

定通知書（第8号様式）により通知する。

2 市は、審査結果を市ホームページで公表する。

（選定結果の理由の説明）

第16条 参加決定者が選定結果の理由について市に説明を求める場合は、通知書に記載された期限までに書面で市へ提出する。

2 市は、前項の規定により説明を求められた場合は、速やかにその理由を書面で交付する。

（次順位優先交渉権者の繰上げ）

第17条 市は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、次順位優先交渉権者と交渉を行うことができるものとする。

（契約）

第18条 優先交渉権者と市が協議し、提案書による内容を基本とし、業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。

（その他）

第19条 市は、本プロポーザルに関し、提出された関係書類等は、本件以外の目的で使用しない。

2 応募に際して提出された関係書類は返還しない。

3 提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

4 参加決定者は、本プロポーザルに関し、市から受領した資料等について、市の了解なく公表又は使用してはならない。

（事務局）

第20条 本業務及びプロポーザルの所管は、流山市商工振興課とする。

【書類提出先・問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 商工振興課 労政係

電話 04-7150-6085

FAX 04-7158-5840

メールアドレス shoukou@city.nagareyama.chiba.jp

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年12月13日から施行する。

（失効）

2 この要領は、受託者の委託業務開始をもってその効力を失う。

別表 1

実施スケジュール

項目	期日
案件公表及び申込受付開始	令和 4 年 1 2 月 2 1 日 (水)
質問受付期限	令和 5 年 1 月 6 日 (金) 午後 5 時 (必着)
質問回答期限	令和 5 年 1 月 1 3 日 (金)
※申込期限	令和 5 年 1 月 1 6 日 (月) 午後 5 時 (必着)
参加決定通知書発送	令和 5 年 1 月 1 8 日 (水)
提案書類等受付開始	令和 5 年 1 月 2 0 日 (金)
※提案書類等提出期限	令和 5 年 2 月 1 日 (水) 午後 5 時 (必着)
プレゼンテーション及び審査会実施日	令和 5 年 2 月 9 日 (木)
結果通知及び公表	令和 5 年 2 月中旬
契約締結	令和 5 年 2 月下旬～3月上旬

※ 郵送の場合は、前日の消印まで有効。